

2017年9月1日
AI-NET 会員 各位
アライオートオークション
AI-TRADER

ORIX 入札会評価点導入および規定各種改訂のご案内

平素は、格別のご愛顧を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

この度オリックス自動車入札会で、2018年9月18日（火）開催分の車両より、会員の皆様のサービス向上を目的に「評価点制度」が導入されます。

評価点の導入にあたり、「ORIX 入札会会員規定」「クレーム・ペナルティ規定」の改訂ならびに「車両評価基準表」の新設が行なわれますので、会員の皆様に事前にご案内をさせていただきます。

改訂・新設日は2018年9月14日（金）となり、アライオートオークションホームページ上に公開させていただきます。

会員の皆様におかれましては改訂内容について必ずご確認の上、改訂日以降のオリックス自動車入札会へのご参加をいただきます様よろしくご願ひ申し上げます。

<主な変更点>

◆ORIX 入札会会員規定

【変更点1】第14条（出品手続き）③の修正

前号により ORIX から出品を承認された会員（以下出品者という）は、ORIX の指定する期限内に、出品者の責任と負担により、当該自動車等を ORIX の指定する入札会場、または指定する場所に搬入するものとします。なお、その搬入にあたり出品者が ORIX に運送を委託する場合は、別途利用運送契約を締結するものとします。

【変更点2】第19条（コンディション・チェックシート作成の委託）1項の修正

出品者は、出品車の検査（以下出品車検査という）を ORIX に委託するものとし、ORIX は、検査結果を ORIX 所定書式のコンディション・チェックシート（以下 CCS という）に記載するものとします。なお、出品者は、入札会開催前に出品車両の CCS のデータを確認し、相違があるときは入札会開催日 1 営業日前の 17 時までに ORIX に通知して訂正を求めなければならないものとします。

【変更点3】第19条（コンディション・チェックシート作成の委託）5項の追加

ORIX は、出品車両につき、所定の車両評価基準表をもとに評価点を設定しますが、会員は、評価点に対するクレームを申出ることが出来ないものとします。

【変更点4】第34条（譲渡書類）1項の修正

出品者は、出品車が落札された場合には、その落札日を含めて7営業日以内に、移転登録（軽自動車の場合、自動車検査証記入申請と読み替える。以下同じ）に必要かつ十分な譲渡書類（以下譲渡書類という）を ORIX に提出するものとします。なお、譲渡書類のうち印鑑証明書等、有効期間が定められている書類については、開催月の翌月末日以上有効なものに限ります。

◆クレーム・ペナルティ規定

【変更点1】規定上段部に営業時間の定義を追加

※期日をもってクレーム申入れ期限が規定される場合、最終日の17:00が期限となります。

【変更点2】CCS重要事項の記載が事実と異なっていた場合のクレーム・解約申し入れ期限の変更

※開催日を含めて10営業日の17:00までとなります。

【変更点3】CCS重要事項の記載相違等による解約のCCS重要事項に以下⑤を追加

⑤後送と記載が有る物の欠品。

【変更点4】その他、クレームにならない事項とその条件の例示に以下項目を追加

・評価点に関するクレーム。

(修復歴なしの評価点にもかかわらず修復歴がある場合は、『自動車等の不具合等による解約』の規定に従う)

※改訂版の変更については、9/14（金）より、アライオートオークションホームページでご確認いただけます。

http://www.arai.aa.jp/ai-net/rakusatsu/pdf/orix_kiyaku_2.pdf

本件についてのお問い合わせは、AI-TRADER事務局までご連絡下さい。

【本件に関するお問い合わせ先】

アライオートオークション AI-TRADER（アイトレーダー）事務局 ■TEL : 0285-45-1561